

京都市訓令甲第39号

教育委員会事務局

高等学校

京都市立高等学校授業料免除審査規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

第2条第1項を次のように改める。

授業料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を免除する。

- (1) 申請者の属する世帯が生活保護法の規定による保護を受けているとき。
- (2) 申請者又は申請者と生計を一にする者が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けているとき。
- (3) 申請者及び申請者と生計を一にする者（以下「世帯の構成員」という。）の前年の総所得金額（所得税法第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）の合計額（世帯の構成員に次に掲げる区分のいずれかに該当する者がいるときは、当該合計額から当該区分に応じそれぞれ次に掲げる額の合計額を控除した額）が、別表の左欄に掲げる世帯の構成員の数の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額以下であるとき。

ア 母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又はこの者と同様の事情にある配偶者のない男子で現に中学生以下の者を扶養しているもの

90,000円

イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者とその障害の程度が同程度と認められる者 1人につき320,000円

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)